

あきらめていませんか？

障害年金を！！

障害年金は当然の権利です！

- ・年金に加入している方が、身体や精神の障害によって日常生活が困難になったり、働けなくなった場合にもらえる、当然の権利です。

こんな障害の方が対象になります！

- ・知的障害、うつ病、認知症、高次機能障害の精神疾患や、脳梗塞、人工透析、がん、心臓ペースメーカー装置などにより、日常生活や仕事に支障がある方。

障害年金を受けられる方には三つの条件があります！

- ・その病気、障害についての初診日（初めて医者の診察を受けた日）に、年金に加入していましたこと。
- ・その初診日の前々月までに、一定以上の保険料を納めていたこと。
- ・その初診日から1年6ヶ月たった時点で、一定の障害があること。
または、その後障害が悪化したこと。

※ 20歳前に障害になった場合は、一定の障害にあれば20歳からもらえます。

お心当たりのある方や身体障害者手帳を、お持ちの方はぜひ一度ご相談ください。

障害年金サポート

障害年金専門の社会保険労務士です。

また、障害年金のほかに老齢年金、遺族年金などの年金の専門家でもありますので、お気軽にご相談ください。

※ 費用・・初回相談は無料です。請求手続き代行には、着手金として10000円、支給決定の報酬として決定年金額の2ヶ月分、訴求請求決定は総支給額の10%を目安に、ご相談ください。

社会保険労務士 倉田和子 本庄市西五十子216-9 TEL: 080-1242-7696